

## 船舶事故調査報告書

平成24年6月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年10月5日 06時50分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位079° 3.6海里付近 （概位 北緯35° 43.1′ 東経140° 56.5′）
事故調査の経過	平成23年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一義栄丸、19トン CB2-65197（漁船登録番号）、有限会社義栄丸 19.00m (Lr) × 5.39m × 1.89m、プラスチック ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、平成19年12月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年10月23日 免許証交付日 平成22年9月21日 （平成27年10月22日まで有効） 甲板員A 男性 68歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A、甲板員Bほか12人が乗り組み、犬吠埼東方沖において漁を終え、僚船2隻を伴って銚子市銚子港へ帰航中、船長が、単独で当直を行い、速力約9ノットで手動操舵により北西進していた。 甲板員Bは、船尾甲板において他の甲板員と網の修繕中、ふと左舷側を向いたところ、平成23年10月5日06時50分ごろ、甲板員Aが、本船の左舷側ハンドレール後端付近から落水するところを目撃し、船長に落水したことを伝えた。 本船は、直ちに本事故発生場所に戻り、海面上に浮かんでいた甲板員Aを救助し、人工呼吸と心臓マッサージを行いながら銚子港に入港した。 甲板員Aは、病院に搬送されたが、溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視程 約5km 海象：波高 約1m
その他の事項	甲板員Aは、網の修繕作業を行っていなかった。 甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかった。

	<p>船長は、乗組員に対し、甲板作業中は救命胴衣を着用するように指示していたが、本事故発生前、甲板員Aが雨具を身に着けていたため、救命胴衣を着用しているかどうか確認できなかった。</p> <p>甲板員Aは、平成8年4月1日から本船に甲板員として乗り組んでいた。</p> <p>甲板員Aは、泳げなかった。</p> <p>本船は、手の空いた甲板員が自らの判断で入港準備作業を適宜行っており、船長による入港準備の作業指揮は行われていなかった。</p> <p>本船は、船尾甲板の途中までハンドレールが設置されており、船尾甲板の後部には、まき網作業の支障となるので、ハンドレールが設置されていなかった。</p> <p>本船の左舷側ハンドレール後端には、フェンダーが、ロープでくくられており、入港後に他の船舶が本船に接舷するため、右舷側に移す必要があり、甲板員Aは、左舷側ハンドレールの外側からフェンダーに向かっていった。</p> <p>本船の左舷側ハンドレール後端付近の甲板上は、滑り止め加工が施され、フェンダーなどを取り付けるためのフックが設置されていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 甲板員Aは、溺死した。 本船は、犬吠埼東方沖を北西進中、甲板員Aが、入港準備作業を行う目的でハンドレールの外側からフェンダーに近づいた際、左舷側ハンドレール後端付近から落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 甲板員Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、犬吠埼東方沖を北西進中、甲板員Aが、入港準備作業を行う目的でハンドレールの外側からフェンダーに近づいた際、左舷側ハンドレール後端付近から落水したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣は、雨具の上に着用すること。</li> <li>・入港準備作業の手順書を策定すること。</li> <li>・船長は、入港準備作業の指揮及び監督を行うこと。</li> </ul>	